

## 「知的財産推進計画2004」の見直しに関する意見

全国地域婦人団体連絡協議会

### I 全体

1 全体に数箇所ある「関係者間協議の結論を得て」、「その（関係者間協議の）結論を得て」を全て削除する。

（理由）

関係者間協議は、一部の利害関係者のみの話し合いであり、その結論が広く国民全体を拘束することは適当ではない。1月24日の文化審議会著作権分科会におけるとりまとめ「著作権法に関する今後の検討課題」においても、関係者間協議について、「著作権分科会等における検討に当たっての考慮要素として位置付けることとするのが適当」（審議会の検討を拘束しない）、「必要に応じ、当該要望事項に係る関係者を著作権分科会等の検討の場に招致して直接意見を聴くことなどが考えられる」（関係者はオープンな場で議論）、「具体的な検討結果を最終的に取りまとめるに先立って、一般から意見募集を行うこととすることが適当」（関係者だけでなく一般の意見を聴く）とされた。従って、これまで「関係者間協議の結論を得て」、「その結論を得て」とされていたところは、全て削除することが適当と考える。

### II 各論

1 P80「(4) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」を次のように修正する。

(4) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を促進する

2005年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を促進するために必要な政策を実施する。

（理由）

消費者利益の向上、自由な市場における競争促進の観点から、再販制度は本来廃止すべきであるが、仮に存続する場合においても、非再販品の発行流通や価格設定の多様化が促進されるような政策を同時に実施すべきである。

2 P90「(7) 青少年の健全育成への自主的な取組みを奨励、支援する」を次のように修正する

(7) 青少年の健全育成のために必要な法律の整備と自主的な取組みを支援する

i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度に、有害なコンテンツから青少年を守るために必要な法律を整備するとともに、一部の

コンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(ii)は2004から修正なし)

(理由)

インターネット上には青少年に有害な映像が氾濫している。これら有害なコンテンツを排除するには、業界による自主的な取組だけでは困難であり、罰則を含んだ法律による規制が必要である。

3 P92「ii) 私的録音録画補償金制度」を次のように修正する。

ii) 私的録音録画補償金制度

音楽CD複製機能を備えたパソコンや技術的な保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、2005年度以降、同制度の抜本的な改正を行う。

(理由)

パソコンは非常に広範囲な機能・用途を有しており、複製機能を備えたパソコンが全て私的録音録画を行うとして補償金を課すのは不適當である。技術的進歩を踏まえ、現行制度は根本から見直して新しい制度を検討すべきである。

4 P92「iv) ゲームソフト等の中古品流通の在り方」を次のように修正する。

iv) ゲームソフト等の中古品流通の在り方

中古業者によりゲームソフト等が広範に取り扱われ、それが発売後間もない新盤市場に影響を及ぼしていると指摘されているが、権利者への利益の還元の在り方については、消費者利益等の観点を含めて慎重に検討を行う。

(理由)

中古品、中古市場に規制をかけることは、自由な競争による市場経済の否定にもつながりかねない。消費者利益の擁護・増進、自由な市場による競争の促進の観点から、慎重にも慎重を重ねて、議論すべき問題である。

5 P92「vi) 音楽レコードの還流防止」を次のように修正する。

vi) 音楽レコードの還流防止

音楽レコードの還流防止に関する著作権法の改正案が2004年通常国会に提出され成立した。法施行後早急に、還流実態その他の実情を調査の上当該制度の廃止を検討する。

(理由)

昨年反対意見を押し切って成立した音楽レコードの還流防止制度は自由な競争を阻害し、消費者利益を損なう制度であり、早急に廃止すべきである。輸入品の価格が安くて問題なのではなく、競争が働かないために国内品の価格が高すぎるのが問題なのである。